

大学における発達障害学生の支援：現状と課題

石井 恒生

Support for college students with developmental disorders:
current state and future issues

Hisao ISHII

Summary: The number of college students with developmental disorders has been increased rapidly in recent years. This article reviewed recent studies on the support for college students with developmental disorders in Japan, and concrete examples of support for them in a variety of college and university. And as for future issues of their support, the following four points were indicated: building consensus about the support policy for them, providing support for obtaining ability to work after graduation, developing how to assess their difficulties in daily student life, and establishing evidence-based support methods for college students.

Key words : college students, special needs education, developmental disorder
キーワード: 大学生, 特別支援教育, 発達障害

大学における発達障害学生の現状

日本学生支援機構(2011)¹⁾による日本全国の全ての大学・短期大学・高等専門学校を対象とした障害学生支援に関する調査によれば、2010年度において4年制大学で学ぶ障害学生(視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、重複障害、発達障害、その他の障害)の総数は8,149人であり、そのうち診断書を有する発達障害の学生(LD・ADHD・高機能自閉症等:以下「発達障害学生」とする)は865人であることが示されている(表1)。障害学生のうち、学校に支援の申し出がありそれに対して学校が何らかの支援を行なっている障害学生(支援障害学

生)の総数は4,904人であり、そのうち発達障害の学生は692人を占めている。また発達障害はその特性上、障害に由来すると考えられる行動特徴を持ちながらも障害の診断を有さないことが非常に多い。そのため他の障害とは異なり、実際の教育場面では発達障害の診断を持たなくても支援の対象と考えるケースが非常に多い。日本学生支援機構(2011)¹⁾では、発達障害の診断書はないが、発達障害があることが推察されることにより実際に教育上の配慮を行っている学生は1,670人に及んでいる。

さらに、2009年度(前年度)の調査において診断を有する発達障害の学生は368人、診断書はないが教育上の配慮を行っている学生

は1,067人であり、発達障害を理由として大学から教育的支援を受けている学生数は2009年度と比較して急増している（診断を有する発達障害の学生：約1.9倍、診断書はないが教育上の配慮を行っている学生：約2.2倍）ことが指摘できる。

表1. 2010年度及び2009年度における障害種別ごとの発達障害学生数

	障害学生	支援障害学生			
		2010年度	2009年度		
	LD	71	54	54	46
	ADHD	98	53	63	42
発達障害 診断書有	高機能 自閉症等	696	351	575	280
	合計	865	458	692	368
発達障害 診断書無	LD	—	—	227	104
	ADHD	—	—	204	74
配慮有	高機能 自閉症等	—	—	1,239	521
	合計	—	—	2,362	1,067

(単位：人)

日本学生支援機構（2011）p44. を一部改変

大学で学ぶ発達障害学生数が急増している背景として、2つの点を指摘することができる。一つは、初等教育や中等教育の中で発達障害を持つ生徒に対しての重層的な支援が定着するようになり、それらの支援の中で学習に対する肯定的な経験や学習する能力を身に付けた生徒がさらなる高度な学習の機会を求めて高等教育機関への進学を求めることが多くなってきたことである。もう一つには、近年顕在化した大学進学希望者の「全入時代」を迎え、AO入試や自己推薦に代表される学力以外の指標を重視した入試形態による入学定員の割合が増えてきたことが指摘できる。そのため、筆記試験による一般入試で不合格になるようなケースでも、AO入試で合格することが可能になる（落合，2011）²⁾ など、かつての入試形態では大学へ入学することが困難であった生徒に対しても、大学入学の機会が拡大しているといえる。

また、2011年（平成23年）1月に実施された大学入試センター試験からは、発達障害を持つ生徒に対しても受験に係る特別措置（別室における受験・チェック解答用紙の使用・試験時間の1.3倍の延長・拡大文字問題冊子の配布など）が設けられるようになり、2011年は95名の受験生がこの特別措置を利用して、このような入試を受験する際の支援も広がりを見せることにより、大学への進学者は今後さらに増えていくことが予想できる。

初等教育・中等教育機関では、特別支援教育の枠組みにおいて発達障害を有する生徒が持つ個別の教育的ニーズに対する支援を行ってきており、それは相当程度システム化されてきている。特別支援教育においては、個別の教育支援計画（individualized education program: IEP）を障害を持つ児童生徒一人ひとりに対して作成し、個別の教育的ニーズを把握しそれに基づいた支援を行うことの重要性が指摘されている。また、IEPは作成した機関で活用するだけでなく、それを卒園・卒業後に次に進学する学校に送るとともに連絡会議を持つことによって、ある機関で行われた支援が次の機関においても継続していくようなシステムを作り上げることも多くなっている。

一方、大学における発達障害学生の支援は未だ特定の教職員（学生相談員・学生支援を担当する職員・クラス担任やゼミ指導教員、アカデミックアドバイザーなど、発達障害学生に直接関わることになった教員・医学、社会福祉学、教育学、心理学などを専門領域とする教員など）による個人的な努力に依るところも多く、支援のシステム化はようやく始まり、その成果が具体化されつつある段階である。2005年に制定された発達障害者支援法には「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮を

するものとする」(第八条2)ことが示されている。にもかかわらず、教育上の配慮の具体的な実際は各大学によって大きく異なっているのが実情である。初等教育・中等教育機関においては各校に特別支援教育コーディネーターが置かれ、学校における特別支援教育の推進における中心的な役割を担うとともに、保護者や学校内の関係者、医療・福祉機関や専門的機関など校外との連絡調整の役割を果たしている。しかし大学においては、障害学生の修学や卒業後の進路などに関する連絡調整を一元的に行うような窓口は一部を除きほとんど見られない。

発達障害に限らず、障害学生に対するシステムとしての支援体制を整えることは、大学においても重要である。その理由として、障害学生の支援ニーズは修学に関すること、課外活動に関すること、対人関係に関すること、就労に関すること、身体的・心理的な悩みなど多岐に渡るため、それらの支援ニーズに応えるためには教学を担う組織(「教務部」「学務課」など)、学生生活を担う組織(「学生部」「学生支援課」など)といった単一の組織では困難な点が生じることがある。

高橋(2010)³⁾は、大学の教職員が持つことの多い発達障害学生に対する不適切な態度として「門前払い(学生の要求にまったく歩み寄らない)」、「丸投げ(専門の支援者に支援をすべて任せれば何とかなると考える)」、「特別扱い(障害を理由として教育に関する要求水準を不当に下げる)」、「抱え込み(学生に何でもやってあげようがんばりすぎる)」の4点を指摘し、これらの態度を超える望ましい方向性として障害学生に対する合理的配慮(reasonable accommodation)の中身を考えることが必要であることを述べている。なお吉永・西村(2010)⁴⁾は大学生活における発達障害学生に対する合理的配慮の例

を、入学直後の大学生活・履修計画の立案と履修スケジュール管理・レポート提出と試験・実習活動・卒業論文研究・就職活動の枠組みから具体的に示している。

各大学における発達障害学生支援の現在

発達障害学生が大学に入学し、彼らが学生生活の中で不適応を起こす例が増えていること、さまざまな支援が必要となってきていることは、2000年代に入ってから主に日本学生相談学会において論じられるようになった(岩田, 2007)⁵⁾。同時にこれらの問題は学生相談という専門的援助者だけでなくさまざまな立場の教職員の関心を引くようになり、発達障害学生の現状と彼らに対する支援に焦点化した多数の論考が見られるようになった(近年の詳しい動向については楠本・八木・広瀬, 2010⁶⁾; 八木・広瀬・楠本, 2011⁷⁾を参照)。近年では、発達障害学生を支援する際の具体的な指針や方法について詳述したガイドブック(国立特別支援教育総合研究所, 2005⁸⁾; 2007⁹⁾)や、佐々木・梅永(2010)¹⁰⁾、福田(2010)¹¹⁾、山崎(2010)¹²⁾などの大学生の発達障害の実情や支援に焦点を当てた書籍も刊行されている。このように、現在は支援を行う際に必要な発達障害に関する基礎知識や支援法の先行事例などを、大学の教職員が共有する基盤が整ってきたといえる。

また、2007年度(平成19年度)の文部科学省による「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム(学生支援GP)」に富山大学(「オフ」と「オン」の調和による学生支援—高機能発達障害傾向を持つ学生への支援システムを中核として—)・信州大学(個性の自立を<補い><高める>学生支援—発達障害にも対応できる人間力向上支援プログラム—)・東北公益文科大学(インクルージョ

ン社会をめざした大学づくり—特別なニーズをもつ学生への「共育」支援を通して—・プール学院大学（発達障害を有する学生に対する支援活動—大学における特別支援教育の取組—）の4大学が発達障害学生に対する支援に焦点化したプログラムとして選定され、これらの大学ではそれぞれ独自の視点に基づいた発達障害学生に対する組織的な支援システムが作られている。

「精神療法」（金剛出版）の37巻2号（2011年4月発行）では、「自閉症スペクトラム障害の学生相談」と題する特集が組まれており、学習院大学・香川大学・九州ルーテル学院大学・京都大学・京都教育大学・信州大学・東京大学・富山大学・福岡大学・福島大学（掲載順）の10大学における自閉症スペクトラム障害を中心とした発達障害学生に対する支援の実践について論じられている。

その他にも、佐々木（2010）¹³⁾は東京大学における学生の不適応の原因となる問題について、特に研究室やゼミなどの小集団において研究を遂行する上での困難について検討している。八木・広瀬・楠本（2011）⁷⁾は四天王寺大学における学生支援の3階層モデル（第1層：日常的な学生支援、第2層：制度化された学生支援、第3層：専門的學生支援）を援用した学生支援の取り組みについて述べている。

また発達障害学生は、比較的高度の対人スキルが要求され、予測困難な出来事に柔軟に対処する能力が必要とされる実習系の科目を履修する際に困難を感じることが多い。浅原・上野・若山・柿本（2008）¹⁴⁾は、社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望した発達障害の傾向がある学生が、受験資格の取得に必要な学外実習を受ける前と実習が終了した後の支援を通して自分の障害と向き合う自己認知が進み、自立に向けて主体的に社会資源を活

用するストレングスを得た事例を報告している。浅原ら（2008）¹⁴⁾は、実習先への事前訪問やプレ実習等の事前学習体験を積み重ねること、学生相談室や実習担当者との連携を十分に取ることが重要であったことを指摘し、発達障害学生の学習を保障するとともに、学生の持つセルフ・エスティームを低下させないような支援を行うことが重要であることを述べている。

大学における発達障害学生支援の課題

これまで述べたように、各大学で発達障害学生に対する支援が展開されているが、その成果が現れると同時にさまざまな課題も浮き彫りになっている。例えば藤井（2011）¹⁵⁾は、従前より行われてきた調査の概要から大学における発達障害学生に対する支援の現状について示すとともに、今後必要な学生への支援に関する課題を「支援体制」と「学生に対する具体的な支援」から総括している。具体的には前者としては相談支援の窓口となる部署と大学内のほかの部署や教員との連携・必要な支援内容やアセスメント方法の開発・診断を受けていない学生に対するアセスメントツールの開発・本人や保護者の障害理解と受容の4つの観点について、後者としては学内の居場所の確保とともに、入試・講義・定期試験・学内生活・安全対策・就職支援・その他の7つの観点における具体的な支援法について述べている。

これらの観点を踏まえつつ、今後の大学における発達障害学生の支援がさらに充実するために必要と思われる視点として、以下の4つを指摘することができる。

学内における支援の合意形成

発達障害は、障害特性に由来すると考えら

れるさまざまな行動（授業中に教室を不意に抜ける、パニックを起こす、グループワークで議論の輪に入ることができない、特定の教職員や学生につきまとうなど）への対処を求める教職員からの相談によって表面化することも多い。また、「大学の発達障害学生」に限らず「あらゆる学校における障害学生の支援」は、個々の専門担当教職員だけが支援にあたるのではなく、学校を構成する全ての教職員が方向性を共有して支援にあたることが重要である。

その一方で、特に問題が表面化しにくく行動特徴の個人差が大きい発達障害に対する教職員の理解はまだ必ずしも十分であるとはいえない。近年ではFD（faculty development）活動の一環として大学独自の発達障害に関する研修会や、大学を越えた研修の機会も増えているが、必ずしもそれらの成果が大学の全ての構成員の間で共有され、実際の教育研究活動に活用されているとは言えない。また、大学はそれぞれ独自の建学の理念や教育の方針を持っており、学生の受け入れの方針、修学上で重視する内容、現実的に持続可能な支援のための資源、卒業後の進路の方向性などは大学によって大きく異なる。先述の通り、発達障害学生の支援に必要なものの一つに何を合理的配慮とするかという問題が存在するが、合理的配慮の中身については学生が持つ教育的ニーズを考慮することはもちろん、どのような問題について、どこまでを支援の対象範囲とし、どこからは支援の対象としないかという点について、学内でのコンセンサスを十分に得た上で決定する必要がある。現実的には、小規模の大学においては比較的学内のコンセンサスを得ることが容易であるが、大規模な大学では非常に困難であることも考慮する必要がある。

また、発達障害学生を支援する第一の主体

は大学の教職員であるが、一方で周囲の学生も強力な支援の資源となりうる。プール学院大学では、2010年度に特別支援ピア・サポーター養成講座を実施し、受講した学生が発達障害学生のサポート活動に携わることができるような体制を構築している（プール学院大学、2011）¹⁶⁾。特に大学においては教職員が日常的に学生と関わることは初等教育・中等教育機関と比べて少ないので、日常的に接する物理的機会の多い周囲の学生のサポートを得られやすいような体制を意図的に構築することは、発達障害学生の支援を考えるポイントの一つとなるであろう。

卒業後を見据えた支援

発達障害学生が大学を卒業した後の就労に関する支援も、大きな課題の一つである。学生本人や周囲（主に保護者）に障害の自己認知がある場合は、障害者職業センターや発達障害者支援センターからの支援を受けるよう促すことができる。さらに、発達障害の診断やそれに伴う二次障害の診断を受け療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を取得している場合は、障害者雇用としての就労を検討する、または職業訓練や就労移行支援を受けることができる。近年は発達障害者の就労支援に関する事例を集積した知見も多く（例えば、梅永編、2010a¹⁷⁾；梅永編、2010b¹⁸⁾）、その中には大学在学中、または大学を卒業した後に専門的支援を受け就労に結びついた事例も数多く報告されている。しかし、発達障害を自己認知していない学生に対しては、制度としての就労支援を受けることを促すことそれ自体が困難である。

現在ほとんどの大学には就職部・キャリアセンターなどの学生の就職活動を支援する部署が存在し、就職活動に関する多様な情報を提供している。とはいえ、支援の範囲は一般

的な就職活動に限定されており、前述の障害者福祉サービスにおける就労支援を大学が直接代行することは現実的な人員配置の問題からも、専門性の観点からも不可能に近い。そのため、一般的な大学として可能な合理的配慮として考えられるのは、就職活動や就労に対する意識を高め、就労に必要な力や困難な点を理解するためのインターンシップや就業体験を企画することである。

プール学院大学では、発達障害学生支援の取り組みの一つとして、発達障害学生に対してインターンシップを行っている。その中で、インターンシップを通して就職先を探すことよりも、まずは学生が働く場面でどのような課題を持っているかを整理し、学生・保護者・教職員がその課題にきちんと向き合うことに重点を置くべきであることを明らかにしている(プール学院大学,2011)¹⁶⁾。また仲(2009)¹⁹⁾は、TEACCHプログラムによる援助つき就業例を参考にした、鈴鹿国際大学における発達障害学生の就業体験の実施について述べている。この就業体験事例では、学生相談員が実習先を開拓し、就業体験中においてはジョブコーチの役割を果たすキーパーソンとなっている。仲(2009)¹⁹⁾はこの就業体験により、自分が社会の中で必要とされていることを体験することにより自己肯定感が向上する、自分ができるとできないことを見極めることができるといった効果が見られたことを報告している。

また、卒業後の社会生活を豊かにするものは就労だけではなく、自由時間を主体的に楽しむための余暇活動を持つことも同様に必要である。青年期の発達障害者の余暇活動支援は、学校・職業生活や家庭生活への支援の効果を増強する基盤づくりとして早期から優先して着手すべきテーマである(日戸,2009)²⁰⁾。大学においては発達障害学生の居

場所を作り、昼休みや授業の空き時間に安心して過ごすことのできる環境を整える事例は数多く、その中で学生同士のコミュニケーションを持つ環境を積極的に持つことで対人交流の経験を高め、社会的スキルの向上を意図するような支援事例も見られる。これらの支援をさらに発展させ、自立的な余暇活動を持つことを積極的に支援していくことも、大学における可能な支援の一つとして提案できる。

日常生活に基づいたアセスメント法の開発

発達障害は、医師による医学的見地からの診断がその根拠となり、診断を受けることにはデメリットも存在するがメリットも数多い。一方、教育場面では「発達障害であるか否か」より、「発達障害(を示唆する傾向)によって具体的にどのような問題が本人もしくは周囲に生じるのか」が関心の対象になることが多い。また、診断を受けていなくても発達障害の傾向が見られ、支援の配慮を必要とする学生のほうが多いという実情も存在する。すなわち、支援の実を上げるためには個々の学生がどのような特徴を持っているか、どのような面を得意・不得意としているかというような、修学面や生活面での能力のアセスメントが必要となる。これらのアセスメントは主に本人とのやり取りや保護者、周囲の教職員などの気づきによって行われることが多いが、相補する手段として客観的で標準化されたアセスメントツールの開発が望まれる。

自閉症傾向のアセスメントツールとしては若林・東條・Baron-Cohen・Wheelwright(2004)²¹⁾の日本語版自閉症スペクトラム指数(Autism-Spectrum Quotient: AQ)が知られており、比較的簡便に自閉症の傾向を把握することができる。しかし、これらを学生全体のスクリーニングツールとして用いるこ

とは困難である。より大学での身近な状況を考慮したものとして、国立特別支援教育総合研究所（2007）⁹⁾は、大学生生活における具体的な困難を感じる場面における困り感を測定する「困り具合に関するセルフチェックリスト」を作成している。このチェックリストは標準化の手続きを経てはいないものの、発達障害のスクリーニングや精査、学生自身の障害の自己認知に利用可能である。

発達障害に対する理解は徐々に深まりを見せつつあり、乳幼児期からの早期の発見と療育を中心とした関わりが進展している。今後はそのような関わりを幼少期から受けている学生が徐々に増えてくるのが想定できるが、それでも全ての学生が障害の自己認知を持つ状況に至ることは考えにくい。学生自身の自己認知や周囲の認知の変化をもたらすための材料として、標準的なアセスメント法が存在することの意義は決して小さくない。

根拠に基づいた支援

すでに述べてきた通り、大学における発達障害学生の支援は、ようやく各大学においてその必要性が認識され、個々の教職員の援助に止まらない支援のシステムが作られつつある段階である。その中で支援に必要な観点や支援技術が提案され、主に事例検討に基づきその有効性や課題が多数報告されている。しかし、それらの有効性を定量的に検討した研究はほとんど見当たらない。今後は事例検討に止まらず、介入による支援の有効性を検討した研究や、支援が発達障害学生の自己肯定感や学業成績などの変化に与える影響を定量的に、もしくは定性的に調べる研究が増えることが望まれる。これらの研究により、大学における発達障害学生支援の領域にも根拠に基づいた実践（evidence-based practice）が構築されることが期待される。

このような支援は、発達障害学生のためだけに必要なのではなく、大学の全ての構成員にとっても必要である。斎藤（2010）²²⁾はその理由を、支援を行うことで多様性を尊重する大学とならざるを得ないこと、「暗黙のルール」に過剰に頼ることなく明示すべきことをきちんと明示した上で質の高い交流が可能になる「場」を提供できることの2点から説明している。

学校教育法には「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（第83条）と示されており、ここに示された内容が大学の社会的役割であると考えてよい。しかし、大学を取り巻く現状を見ると、「知的、道徳的及び応用的能力」の具体的内容がかつてとは大きく変容しているを感じざるを得ない。大学に在学する全ての学生が個性を尊重されながら学ぶことのできる場を提供することが、今後の大学における学生支援のあり方をデザインする際に必要である。

引用文献

- 1) 日本学生支援機構：平成22年度（2010年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書。2011
- 2) 落合敏郎：発達障害のある学生に対する支援の現状と課題—担当した学生事例の紹介—。発達障害研究, 33 (3), 246-253, 2011
- 3) 高橋知音：大学における支援。心理学ワールド, 49, 5-8, 2010
- 4) 吉永崇史・西村優紀美：チーム支援を通じた合理的配慮の探究。斎藤清二・西村

- 優紀美・吉永崇史, 発達障害大学生支援への挑戦 ナラティブ・アプローチとナレッジ・マネジメント, 109-139, 金剛出版, 2010
- 5) 岩田淳子: 学生相談界の動向—発達障害学生の支援の研究—. 障害者問題研究, 35 (1), 52-57.
 - 6) 楠本久美子・八木成和・広瀬香織: 大学・短期大学における発達障害及びその疑いのある学生への支援の現状と課題. 四天王寺大学紀要, 49, 447-460, 2010
 - 7) 八木成和・広瀬香織・楠本久美子: 大学における学生自立支援の方向性—発達障害及びその疑いのある学生への支援との関連から—. 四天王寺大学紀要, 51, 411-419, 2011
 - 8) 国立特別支援教育総合研究所 (編著): 発達障害のある学生支援ガイドブック. ジアース教育新社, 2005
 - 9) 国立特別支援教育総合研究所 (編著): 発達障害のある学生支援ケースブック. ジアース教育新社, 2007
 - 10) 佐々木正美・梅永雄二 (監修): 大学生の発達障害. 講談社, 2010
 - 11) 福田真也: Q&A 大学生のアスペルガー症候群 理解と支援を進めるためのガイドブック. 明石書店, 2010
 - 12) 山崎晃資: キャンパスの中のアスペルガー症候群. 講談社, 2010
 - 13) 佐々木司: 大学・大学院における自閉症スペクトラムの学生. 精神科治療学, 25 (12), 1647-1652, 2010
 - 14) 浅原千里・上野千代子・若山隆・柿本誠: 社会福祉現場実習を希望した発達障害学生への自己認知支援の実際—セルフ・エスティームを低下させない学内機関との連携のあり方—. 日本福祉大学社会福祉論集, 119, 193-207, 2008
 - 15) 藤井茂樹: 我が国の大学における自閉症スペクトラム障害の学生相談の現状と課題. 精神療法, 37 (2), 204-207, 2011
 - 16) プール学院大学: 発達障害を有する学生に対する支援活動2010年度 (最終年度) 報告書. 2011
 - 17) 梅永雄二 (編著): 仕事がしたい! 発達障害のある人への就労相談. 明石書店, 2010a
 - 18) 梅永雄二 (編著): 発達障害の人の就労支援ハンドブック 自閉症スペクトラムを中心に. 金剛出版, 2010b
 - 19) 仲律子: 大学における発達障害学生への支援についての—考察. 鈴鹿国際大学紀要, 16, 71-87, 2009
 - 20) 日戸由刈: アスペルガー症候群の人たちへの余暇活動支援—社会参加に向けた基盤づくりとして—. 精神科治療学, 24 (10), 1269-1275, 2009
 - 21) 若林昭雄・東條吉邦・Baron-Cohen, S.・Wheelwright, S.: 自閉症スペクトラム指数 (AQ) 日本語版の標準化—高機能臨床群と健常成人による検討—. 心理学研究, 75 (1), 78-84, 2004
 - 22) 斎藤清二: コミュニケーション支援とナラティブ・アプローチ. 斎藤清二・西村優紀美・吉永崇史, 発達障害大学生支援への挑戦 ナラティブ・アプローチとナレッジ・マネジメント, 17-43, 金剛出版, 2010